

人材紹介事業の返還規定・返戻金に関して

Emerge Global 株式会社

採用決定者が入社後一定期間以内に本人都合により退職した場合には、紹介手数料の一部を返還・返戻致します。
適用の期間、率などについては個別に求人者等と定めます。

下記に、弊社の人材紹介基本契約書の雛形における紹介保証期間・返還規定を示します。

紹介保証期間

1. 採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合等、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還する。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と異なることに起因する退職、セクシャルハラスメントまたはパワーハラスメントによる退職、甲に入社するための退職の場合はこの限りでない。

記

入社後 1 か月)未満の場合:80%

入社後 5 週間以上、8 週間未満(1 か月以上 2 か月未満)の場合:50%

入社後 9 週間以上、12 週間未満(2 か月以上 3 か月未満)の場合:30%

2. 乙は甲に対し、解雇通知、退職届等解雇原因を証明する書類の写しの交付を請求するほか、採用決定者の退職原因の解明に必要な資料の開示を請求できる。

〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目2-10 東洋ビル

Emerge Global 株式会社